宮城県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱

**第１　目的**

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金(以下、「就職支援金」という。)の貸し付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。

**第２　実施主体**

本事業は、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が実施する。

**第３　貸付対象者、貸付額及び貸付回数**

貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

１　貸付対象者は、宮城県内に住民登録をしている者又は他業種で働いていた方等で宮城県内に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、次の（１)から(３)までの基準の全てを満たす者とする。

1. 介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修

了した者(「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成30年２月１日厚生労働省発社

援0201第２号厚生労働事務次官通知) (以下、「事務次官通知」という。)の、第６におけ

る「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」、第７における「障害福祉分野就職支援

金貸付事業」により貸し付けを受けたことがある者を除く。)

なお、当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含む。

（２）居宅サービス等（介護保険法(平成９年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115 条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所に介護職員その他主たる業務が介護等(法第２条第２項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者（以下「介護職員等」という。)として就労した者。

（３）（１）に掲げる研修を修了又は就職と同時に研修を受講し、県社協が定める介護分野就職支援金貸付計画書(以下「就職支援金貸付計画書」という。)を提出した者。

　なお、就職と同時に研修を受講している者は、研修修了後、速やかに会長へ研修修了証を提出しなければならない。その場合は、第11の１の「介護職員等として就労した日」を、「研修を修了した日」に読み替える。

２　貸付額は、介護職員等として、就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、200,000円と貸付対象者が実施主体に提出した就職支援金貸付計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

①　子どもの預け先を探す際の活動費

②　介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

③　介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は、当該道具を入れる鞄等の被服費

④　敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

⑤　通勤用の自転車又はバイクの購入費

⑥　その他、県社協会長(以下「会長」という。)が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

３　貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

**第４　貸付申請**

１　本事業の貸し付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、当該業務への就職後又は研修修了後速やかに会長に提出しなければならない。

（１）介護分野就職支援金借入申請書（様式第１号）

（２）介護分野就職支援金貸付計画書(様式第２号)

（３）介護分野就職支援金貸付事業における個人情報の取扱同意書(様式第４号)

（４）研修の修了証書の写し（就職と同時に受講している者は、申請時には研修受講日が確認で

きる書類の写しを提出すること）

（５）雇用契約書等就職した日と内容が確認できる書類の写し

（６）申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項の省略のないもの）

　（７）連帯保証人の申請前々年の所得・課税証明書

**第５　連帯保証人**

１　申請者は連帯保証人を立てなければならない。

２　連帯保証人は、返還の債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者でなければならない。なお、申請者が未成年である場合は、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。

３　連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するものとする。

**第６　貸付の適否の決定等**

１　会長は、申請書を受理したときは貸付の要件を満たしているかを精査し、貸付の適否を決定するものとする。

２　会長は、上記の選考結果により本資金の貸付の適否を決定したときは、速やかに介護分野就職支援金貸付決定通知書(様式第５号)又は介護分野就職支援金貸付不承認決定通知書(様式第６号)により、申請者に通知するものとする。

**第７　借用証書の提出**

１　本事業の貸付を決定された者(以下「借受者」という。)が第６の２により介護分野就職支援金貸付決定通知書を受け取ったときは、介護分野就職支援金借用証書兼誓約書（様式第７号）に銀行口座振込依頼書（様式第８号）、借受者（未成年者を除く）及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

　２　理由なく３か月以内に提出がないときは、貸付を辞退したものと判断し、貸付決定通知は取り消しの扱いとする。

**第８　貸付方法及び利子**

　１　本事業による貸付金は、一括で貸付するものとする。

　２　利子は、無利子とする。

**第９　貸付の辞退**

借受者は、本事業の貸付決定を辞退しようとするときは、介護分野就職支援金辞退届(様式第９号)を会長に提出しなければならない。

**第10　貸付契約の解除**

　　会長は、借受者が次の(１)から(４)のいずれかに該当する場合は就職支援金の貸付を解除し、介護分野就職支援金貸付解除通知書（様式第10号）により、借受者及び連帯保証人に通知するものとする。

（１）就職支援金の貸付を受けることを辞退したとき。

（２）虚偽その他不正の方法により、本事業資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。

（３）死亡したとき。

（４）その他、本事業の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

**第11　返還債務の当然免除**

借受者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

　１　第３の１の（２）の介護職員等として就労した日から、宮城県内において、２年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により借受者の意思によらず、宮城県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

なお、前述の「２年」の計算については、在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に２以上の市町村等において業務に従事した期間は１の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（例えば育児休業等により第７に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合を指す、以下に同じ。）により介護職員等の業務に従事できなかった期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

　２　介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

**第12　当然免除の申請及び承認決定等**

　１　借受者は、第11の返還の債務の当然免除を受けようとするときは、介護分野就職支援金返還免除申請書（様式第11号)に、次の(１)から(３)のいずれかに該当するその事実を証明する書類を添えて、県社協に提出しなければならない。

（１）介護等業務従事期間証明書(様式第12号)

業務従事先が複数ある場合は、それぞれの雇用先につき1枚

（２）医師の診断書

（３）その他、免除の申請に必要な書類

　２　会長は、１の申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を免除することが適当であると認めたときは、介護分野就職支援金貸付返還免除決定通知書(様式第13号)により、当該免除することが適当ではないと認めたときは、介護分野就職支援金返還免除不承認決定通知書(様式第14号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

**第13　返還債務の裁量免除**

１　会長は、借受者が次の各号の１に該当するときは、既に返還を受けた金額を除く当該各号に定める額の返還の債務を免除することができる。

（１）死亡又は障害により返還の債務を履行することができなくなったとき

・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（２）長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

・返還の債務の額の全部又は一部

（３）宮城県内において180日以上、介護職員等の業務に従事したとき。

　　・返還の債務の額の全部又は一部

２　返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下の点に留意する。

（１）返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

　　　また、１（３）における返還の債務の裁量免除は、本事業が介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、第11の貸付額に係る返還の責務を免除できるように促すことに努めるものとする。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく借受者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

（２）裁量免除の額は、宮城県内において介護職員等の業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が１を超えるときは、１とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

**第14　返還債務の裁量免除申請及び承認決定等**

１　借受者は、第13の返還の債務の裁量免除を受けようとするときは、介護分野就職支援金返還免除申請書(様式第11号)に、次の各号のいずれかに該当するその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、借受者が申請できない状況にあるときは、法定代理人が行うものとする。

（１）介護等業務従事期間証明書(様式第12号)

業務従事先が複数ある場合は、それぞれの雇用先につき1枚

（２）医師の診断書

（３）その他、免除の申請に必要な書類

　２　会長は、１の申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を免除することが適当であると認めたときは、介護分野就職支援金貸付返還免除決定通知書(様式第13号)により、当該免除することが適当ではないと認めたときは、介護分野就職支援金返還免除不承認決定通知書(様式第14号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

**第15　返還**

借受者が、次の各号の１に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から２年以内で会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦若しくは半年賦の均等払方式、又は一括返還により返還しなければならない。ただし、繰上返還することを妨げない。

　１　貸付契約が解除されたとき。

　２　宮城県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。

　３　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

**第16　返還計画書及び返還決定等**

１　第15により返還をしなければならない借受者(返還すべき債務の履行の猶予を受けている者を除く。)は、返還届兼返還計画書(様式第15号)を会長に提出しなければならない。

２　前項に規定する返還計画の内容の変更を希望するときは、返還計画変更申請書(様式第16号）を会長に提出しなければならない。返還計画の変更が決定したときは、返還計画変更決定通知書（様式第27号）により通知する。

３　会長は、返還計画の内容が適当であると認めたときは、介護分野就職支援金返還開始通知書（様式第17号）により当該申請した者に通知するものとする。

４　会長は、借受者が貸付金の返還を完了したときは介護分野就職支援金返還完了通知書（様式第18号）に当該借受者に係る借用証書及びこれに添えられた印鑑証明書を添えて遅延なく通知しなければならない。

**第17　返還債務の履行猶予**

会長は、借受者が次の各号の１に該当する場合には、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。

１　宮城県内において介護職員等の業務に従事しているとき。

２　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

**第18　返還猶予申請**

借受者は、第17の各号の返還債務の履行猶予を受けようとするときは、介護分野就職支援金返還猶予申請書(様式第19号)に該当するその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。第17の２による返還の猶予が決定したときは、介護分野就職支援金貸付猶予決定通知書（様式第26号）により通知する。

**第19　延滞利子**

　借受者は、正当な理由がなく、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該履行期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき貸付金の額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

**第20　その他の届出**

借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる様式により速やかに会長に届け出なければならない。

１　借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき　異動届（様式第20号）

２　借受者は、毎年４月１日現在の就業状況について、就業状況報告書（様式第21号）によりそ

の年の４月末日までに会長に報告しなければならない。

３　連帯保証人は、借受者が死亡し、又は心身の故障が生じた場合には、異動届（様式第20号）

により会長に届け出なければならない。

４　借受者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保

証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更

願（様式第22号）を会長に提出しなければならない。　承認が得られたときは、連帯保証人変更決定通知書（様式第25号）により通知するものとする。

５　借受者は、業務従事先を変更し、引き続き制度上該当する施設等で業務に従事する場合は、

業務従事先変更届（様式第23号）を、業務に従事しなくなったときは、業務廃止届（様式第

24号)を速やかに会長に提出しなければならない。

附　則

この要綱は、令和４年３月２２日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和５年　６月　１日から施行する。